



2025 年 7 月 18 日

各 位

会社名	ビート・ホールディングス・リミテッド (URL : www.beatholdings.com)
代表者名	最高経営責任者 (CEO) チン・シャン・ファイ (東証スタンダード市場 コード番号 : 9399)
連絡先	IR 室マネージャー 高山 雄太 (電話 : 03-4570-0741)

有償ワラント（新株予約権）の発行に関するお知らせ

本日、当社の取締役会において、修正定款第 12 条に基づき、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」といいます。）の取締役及び役員である計 4 名に対し、下記のとおり有償ワラント（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は本新株予約権を引き受ける者に対して公正価額にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではありませんが、2025 年度定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）にて株主の承認を得ることを条件として実施いたします。なお、本株主総会の開催日時等については、決定次第お知らせいたします。

記

I. 本新株予約権の募集の目的及び理由

当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層の業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社グループの取締役及び役員に対して、有償にて本新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、インセンティブプランとして機能するよう行使条件として株価条件を付しております。具体的には、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5 取引日連続して 3,000 円を超えた場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。

行使価額は、取締役会決議日の直前取引日までの 1 か月間の終値平均株価である 1,144 円とすることを決定いたしました。行使価額を取締役会決議日の直前取引日までの 1 か月間の終値平均株価とした理由は、当社株式の直近の株価が大きく変動しており、取締役会決議日の直前取引日の終値を基準にすると、一時的な高値に基づいた価格設定となる可能性があるため、短期的な価格の上下動に左右されず、より客観的かつ妥当な価額を設定することにより、価格の変動を均し、行使価額の公正性・合理性を担保するためです。なお、参考として当該行使価額 1,144 円の、取締役会決議日の直前取引日の終値 1,518 円に対する乖離率は 24.6%のディスカウント、当該直前取引日までの 3 か月間の終値平均 863 円に対する乖離率は 32.5%のプレミアム、当該直前取引日までの 6 か月間の終値平均 1,017 円に対する乖離率は 12.5%のプレミアムとなります。

当社グループは、前連結会計年度まで継続して営業損失、及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、財務面での改善が急務となっております。このような状況を踏まえ、本年 2 月にビットコイン及びその ETF への投資を当社の主要な準備金として採用することを決定し、ビットコイン



ETF である iShares Bitcoin Trust への投資を開始しております。こうした施策を通じて、当社の中長期的な企業価値の向上を図るとともに、業績拡大に向けた経営陣の強いコミットメントを対外的に示す必要があると考えております。その一環として、本新株予約権の行使条件については、「5 取引日連続して当社株価が 3,000 円を超えた場合」に限定いたしました。この 3,000 円という株価水準は、取締役会決議日の直前取引日までの 1 か月間の終値平均株価である 1,144 円と比較して約 3 倍に相当し、実現には大幅な企業価値の向上が不可欠です。したがって、この条件を設定することにより、当社経営陣が株主価値の向上に向けた成果を具体的な株価目標という形で掲げ、それを実現することで初めて報酬としてのインセンティブが得られる、という構造を採用しております。

割当対象者が権利行使期間中に当社グループの取締役又は役員のいずれの地位も失った場合、又は当社取締役会が本新株予約権の買戻しが必要であると決議した場合、当社は当該割当対象者が保有する本新株予約権の全てを、本新株予約権 1 個当たりの発行価額と同一の価格で買戻すものとします。本新株予約権の買戻し条項を設ける目的は、経営の緊張感を維持し、当社グループへのコミットメントを強化することです。

II. 本新株予約権の概要

本新株予約権の総数:	540,000個 (当社発行済株式に対する割合2.88%) (注) また、株式分割及び株式併合に関する慣例的な調整の対象とします。
本新株予約権の行使により発行される株式の種類及び数:	本新株予約権1個あたりの行使により普通株式1株が発行されます。本新株予約権が全て行使された場合、合計540,000株が発行されます。また、株式分割お及び株式併合に関する慣例的な調整の対象とします。
発行日:	本株主総会の開催日の翌営業日
発行価額:	2.87円、第三者評価機関により決定される公正価額とします。
払込日:	本株主総会の開催日の翌営業日
行使価額:	1,144円、本株予約権発行決議日直前取引日までの1か月間の終値平均とします。また、株式分割及び株式併合に関する慣例的な調整の対象となります。いかなる場合も、行使により発行される新株式の額面価額を下回らないものとします。
行使期間:	割当日から3年間
各年における行使可能な本新株予約権の最大累計数:	1年目：各保有者が保有する本新株予約権の1/3を行使可能とします。 2年目：各保有者が保有する本新株予約権の2/3を行使可能とします。 3年目：各保有者が保有する本新株予約権の全てを行使可能とします。
割当先:	当社及び当社の子会社の取締役及び役員（取締役会の裁量で決定する以下の者とする。）： ・ チン・シャン・フィ（取締役、CEO）、320,000個 ・ 原野 直也（独立社外取締役）、100,000個 ・ チャン・ツ・イン（独立社外取締役）、70,000個 ・ 高山 雄太（子会社の取締役）、50,000個 各割当先に割当てられる本新株予約権の数は、取締役会によって承認され、合計 540,000個となります。



その他:	● 本株主総会において株主の皆様の承認を得ることを発行の条件とします。 ● 買戻し請求権： 割当対象者が権利行使期間中に当社及び当社の子会社の取締役又は役員のいずれかの地位も失った場合、又は当社取締役会が本新株予約権の買戻しが必要であると決議した場合、当社は本新株予約権保有者に対し、1 営業日前までにその旨を通知するものとします。取締役会が定める買戻し期日において、当社は本新株予約権の保有者が保有する本新株予約権の全てを、各本新株予約権の当初発行価額で買い戻すものとします。 ● 行使の条件: 行使期間内に当社普通株式の終値が5取引日連続して3,000円(株式分割及び株式併合に関する慣例的な調整の対象とします。)を超えた場合、本新株予約権を行使できるものとします。 ● 取締役会の承認により、本新株予約権を譲渡できるものとします。
-------------	---

(注) 2025 年 7 月 18 日現在の当社の発行済株式数 18,203,557.76 株（普通株式及び A 種優先株式）に上記新株予約権が全て行使されたと想定した 540,000 株の合計 18,743,557.76 株に対する割合。

III. 有償ワラントの発行要項

1. 本新株予約権の名称

2025 年 9 月 9 日発行 ビート・ホールディングス・リミテッド有償ワラント（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社及び当社の子会社の取締役及び役員：4 名、計 540,000 個

- チン・シャン・フイ（取締役、CEO）、320,000 個
- 原野 直也（独立社外取締役）、100,000 個
- チャン・ツ・イン（独立社外取締役）、70,000 個
- 高山 雄太（子会社の取締役）、50,000 個

3. 本新株予約権の数

540,000 個（本新株予約権 1 個につき 1 株）なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 540,000 株とし、下記 5.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

4. 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの払込金額は、2.87 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した 2025 年 7 月 18 日の前営業日の東京証券取引所における当社株価の終値 1,518 円/株、ボラティリティ 138.10%、配当利回り 0%、無リスク利子率 0.873%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価格 1,144 円/株、満期までの期間 3 年間、株価条件）に基づいて、一般



的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額と同額である

5. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権に基づく株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が株式の無償交付、株主割当発行、または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1,144 円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社の自己株式数を控除した数とし、また、当社の自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、株式の無償交付、株主割当発行、資本金の額の減少その他類似の事情が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

いかなる状況下においても、行使価額の調整によって行使価額が 1 株当たりの普通株式の額面金額を下回ることはないものとする。行使価額の調整の算定結果が 1 株当たりの普通株式の額面金額を下回る場合、行使価額は 1 株当たりの普通株式の金額に調整されるものとする。

(3) 本新株予約権を行使することができる期間



本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025 年 9 月 9 日から、2028 年 9 月 8 日までの 3 年間とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

2025 年 7 月 15 日、当社の取締役会は、2025 年定時株主総会において承認を得ることを条件に、当社の普通株式、優先株式及び劣後株式の発行済株式及び未発行株式を 1 株につき 10 株の比率をもって株式分割することを決議しました。株式分割が有効となった後、授權資本が増加し、1 株あたりの額面が減少します。株式が新たに発行される場合には、発行価額（払込価額）にかかわらず、1 株当たり 0.1 香港ドルが当社の払込資本（資本金）として組み込まれ、その他は資本剰余金に組み込まれるものとする。

(5) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 本新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値が、5 取引日連続して 3,000 円を超えた場合、本新株予約権を行使することができる。
- ② 各年における行使可能な新株予約権の最大累計数：
 - 1 年目：各保有者が保有する本新株予約権の 1/3 を行使可能とする。
 - 2 年目：各保有者が保有する本新株予約権の 2/3 を行使可能とする。
 - 3 年目：各保有者が保有する本新株予約権の全てを行使可能とする。
- ③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権者は、権利行使時において、当社、当社子会社又は当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、その後の改正も含む。）第 8 条で定義されるところによる。以下同じ。）の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有している場合に限り本新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

6. 買戻し請求権：

割当対象者が権利行使期間中に当社及び当社の子会社の取締役又は役員のいずれかの地位も失った場合、又は当社取締役会が本新株予約権の買戻しが必要であると決議した場合、当社は本新株予約権保有者に対し、1 営業日前までにその旨を通知するものとする。取締役会が定める買戻し期日において、当社は本新株予約権の保有者が保有する本新株予約権の全てを、各本新株予約権の当初発行価額で買い戻すものとする。

7. 本新株予約権の割当日

2025 年 9 月 9 日



8. 本新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が別会社と一体となり当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が東京証券取引所の上場廃止となり、かつ、別会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、下記9が適用されないことを条件として、当社取締役会が別途定める合併、会社分割、株式交換又は株式移転の完了日の前までに、本新株予約権の全部を無償で取得することができ、本新株予約権者は本新株予約権の全部を当社に譲渡しなければならない。
- (2) 以下に該当する場合、上記 5.(3)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 本新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。
 - ② 本新株予約権者が当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇されたとき。
 - ③ 本新株予約権者に法令若しくは当社または当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
 - ④ 本新株予約権者が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当した場合、又は、資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合。
 - ⑤ 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。

9. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、当社が別会社と一体となり当社が分割会社となる会社分割、または東京証券取引所の上場廃止となり、かつ、別会社の完全子会社となる株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、分割契約、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 本新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 本新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 5.(1)に準じて決定する。



(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案した後に、上記 5.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 9.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

上記 5.(3)に定める行使期間の初日と、組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 5.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 5.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他本新株予約権の行使の条件

上記 5.(6)に準じて決定する。

(9) 本新株予約権の取得事由及び条件

上記 6 及び 8 .に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

10. 本新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

11. 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025 年 9 月 9 日

12. 申込期日

2025 年 9 月 9 日

以上



ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記されたグローバルな投資会社で、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。子会社の新華モバイル（香港）リミテッドを通じて知的財産権の取得及びライセンスを行っています。また、子会社の GINSMS Inc.（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV：GOK）を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及び専門サービスを提供しています。当社は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場（証券コード：9399）しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。

本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない開示資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。